

第 3 期
上里町建築物耐震改修促進計画

(平成 25 年 3 月)

令和 3 年 3 月



上里町

第3期上里町建築物耐震改修促進計画

目次

1 計画の概要

(1) 計画策定の目的	3
(2) 計画策定の背景	3
(3) 他計画との関連	5
(4) 計画期間	5
(5) 計画区域	5
(6) 対象建築物	6

2 上里町で想定される地震及び被害

(1) 上里町で想定される地震被害想定	8
---------------------	---

3 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 既存建築物棟数	13
(2) 耐震化の現状	13
(3) 耐震化の目標設定	20

4 住宅及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	24
(2) 役割分担	24
(3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	25
(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	29
(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	29

5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの公表・周知	31
(2) パンフレットの作成・活用、セミナー・講習会の開催	32
(3) 情報提供の充実及び相談体制の整備	32
(4) 防災訓練等と連携した耐震化の普及活動	32

6 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等	
(1) 法による指導等の実施	33
(2) 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施	33
7 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項	
(1) 関係団体等による協議会の活用	35
(2) 地震保険の加入促進に資する普及啓発	36
(3) 計画の進行管理	36

1 計画の概要

(1) 計画策定の目的

上里町建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定するものである。

本計画は昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物※1の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は表1-1のとおりである。

表 1-1 本計画策定までの主な経過

年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者 6,437 人 住宅全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟、一部破損 390,506 棟 (内閣府HP災害情報より) 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示 (以下「国の基本方針」という)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 県有100%、市町村有99%、民間90%
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7 死者19,729人、行方不明者2,559人 住宅全壊121,996棟、半壊282,941棟、一部破損748,461棟 (内閣府HP災害情報より)
平成25年3月	上里町建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度末までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 町有100%、民間90%
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を明示
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成27年2月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン - 埼玉県震災対策行動計画 - 策定	令和2年度までに住宅の耐震化率95%の目標を設定
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%の目標を明示
平成28年3月	国の基本方針の改正	令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示

年月	経過	備考
平成 28 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間 95% (県有は 100%耐震化済)
平成 28 年 4 月	熊本地震	最大震度 7 (2 回記録) 死者 273 人 住宅全壊 8,667 棟、半壊 34,719 棟、 一部破損 163,500 棟 (内閣府HP 災害情報より) 平成 12 年 5 月 31 日以前に新耐震基準により 建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成 29 年 3 月	上里町建築物耐震改修促進計画改定	平成 3 2 年度末までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 町有 100%、民間 95%
平成 30 年 6 月	大阪府北部地震	最大震度 6 弱 死者 4 人(うちブロック塀崩落により 2 人死亡) 住宅全壊 9 棟、半壊 87 棟、 一部破損 27,096 棟 (内閣府HP 災害情報より)
平成 30 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 3 年度までに多数の者が利用する民間建築物の耐震化率 95%以上とする目標を設定 最大震度 6 弱 死者 4 人(うちブロック塀崩落により 2 人死亡) 住宅全壊 9 棟、半壊 87 棟、 一部破損 27,096 棟 (内閣府HP 災害情報より) 令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年 7 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画 一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定

※1 既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの。

(3) 他計画との関連

本計画は、上里町総合振興計画を上位計画とし、県計画や町の防災に係る総合的な運営を計画化した「上里町地域防災計画」等との整合・連携を図るものです。

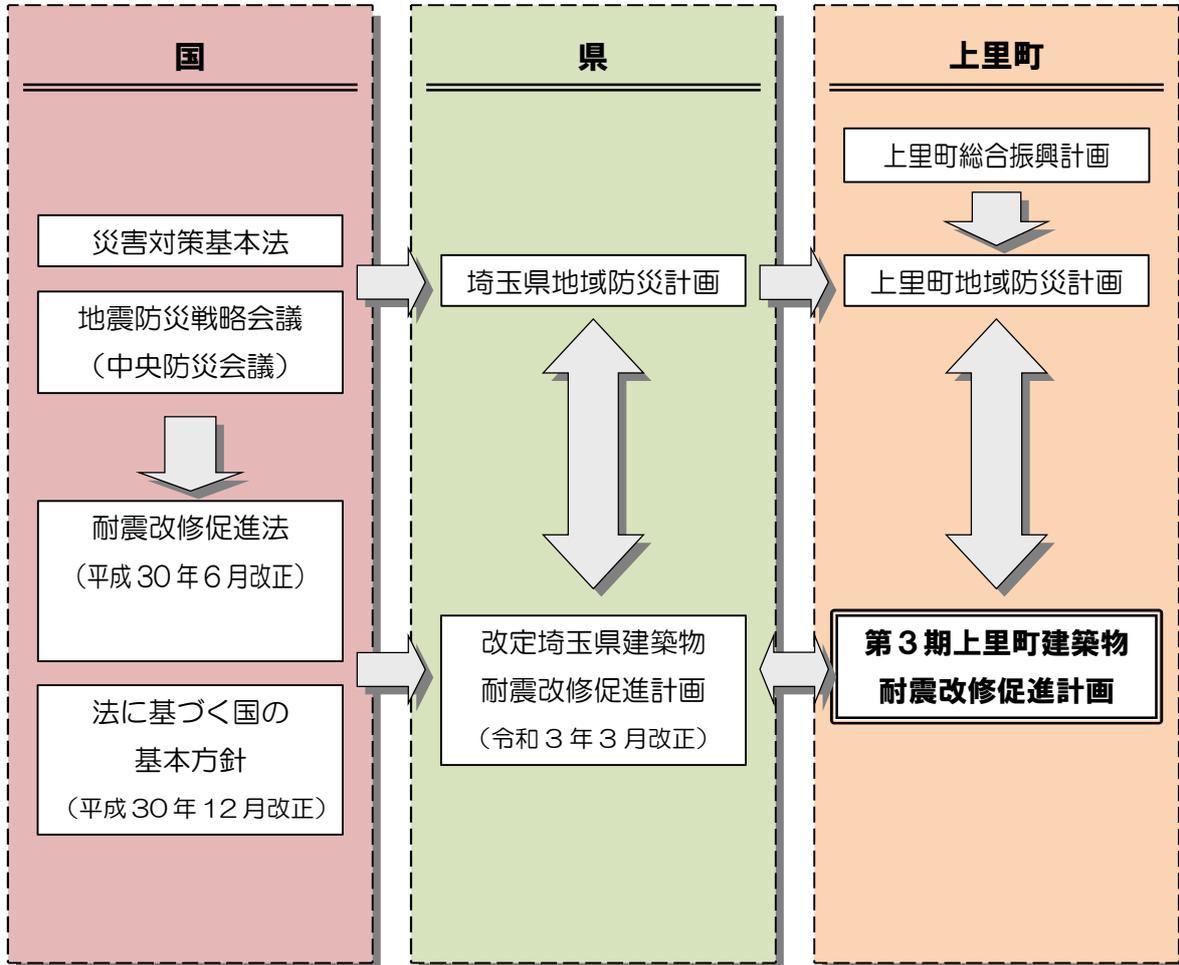


図 1-1 【第3期上里町建築物耐震改修促進計画の位置づけ】

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本的方針及び県計画にあわせ、令和7年度までとします。また、今後の社会情勢や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、計画内容や目標の見直しを行います。

なお、令和8年度以降も状況を勘案した上で、引き続き耐震化の促進に努めます。

(5) 計画区域

本計画の対象区域は、上里町の全域とします。

(6) 対象建築物

本計画で耐震化の目標を設定して取り組む対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された表 1-2 に掲げるのものとする。

表 1-2 【計画の対象建築物】

種類	内容
住宅	居住世帯のある住宅
耐震診断義務化建築物	表 1-3、表 3-5 に掲げる用途及び規模に該当する要緊急安全確認大規模建築物※2及び表 3-6 に掲げる路線を閉塞するおそれのある建築物（図 1-2）である要安全確認計画記載建築物※3
多数の者が利用する建築物※4	表 1-3 に掲げる用途及び規模に該当する建築物

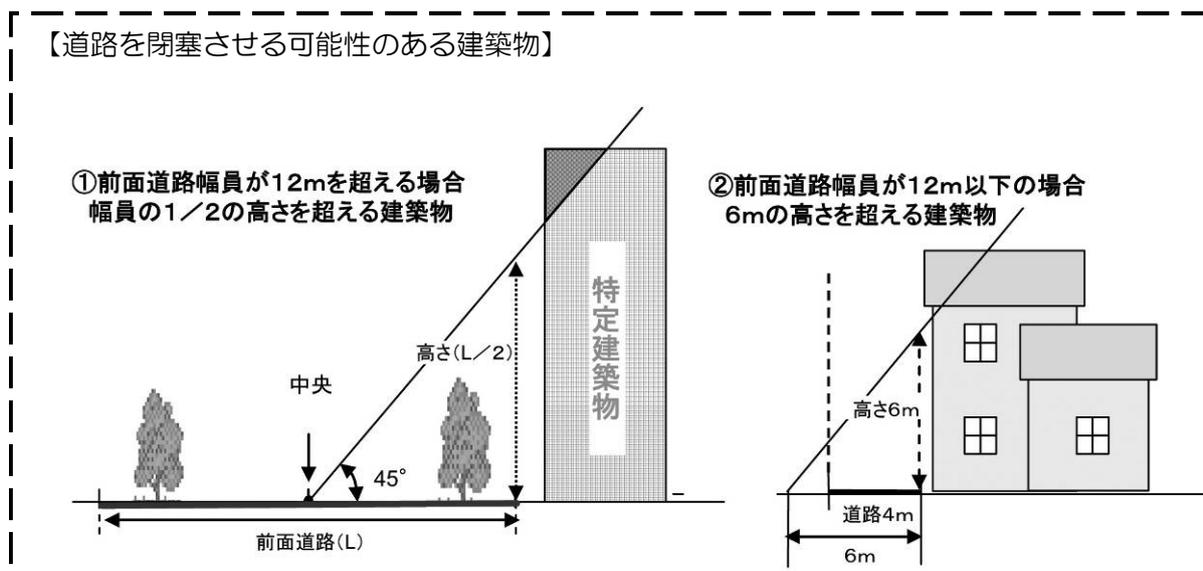


図 1-2 【表 3-8】に掲げる路線を閉塞するおそれのある建築物について】

※2 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条第1項に規定される建築物

※3 要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に規定される建築物

※4 多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法第14条第1号に規定される建築物

表 1-3【対象建築物用途・規模一覧】

(多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物)

本計画における分類	用途	規模		
		多数の者が利用する建築物	要緊急安全確認大規模建築物	
学校	幼稚園	2階以上かつ 500㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上	
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 3,000㎡以上	
	学校（小学校等以外の学校）		—	
病院・診療所	病院、診療所			
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂			
店舗等	展示場	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	卸売市場			
ホテル・旅館等	ホテル、旅館		3階以上かつ 5,000㎡以上	
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		—	
社会福祉施設等	保育所	2階以上かつ 500㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 5,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物			
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上	
その他	体育館（一般の公共の用に供されるもの）	1階以上かつ 1,000㎡以上	1階以上かつ 5,000㎡以上	
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上	
	博物館、美術館、図書館			
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	事務所			
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
	一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）			—

※出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 平成7年12月

2 上里町の被害想定及び他計画との関連性

(1) 上里町で想定される地震被害想定

埼玉県では「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月）を行っており、以下の5つの想定地震について建物、人的、ライフライン等の被害想定結果が示されています。町の地震被害想定を、これに基づき、表に示します。

表 2-1【埼玉県地震被害想定調査における想定地震】

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震	首都圏直下型地震として起こる地震の中で、切迫性が高いものを想定
茨城県南部地震	7.3		
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なものを選定
関東平野北西縁断層帯による地震	8.1		
元禄型関東地震	8.2	※今後30年以内の確率ほぼ0%のため選定しない	

※地震調査研究推進本部による長期評価を参照

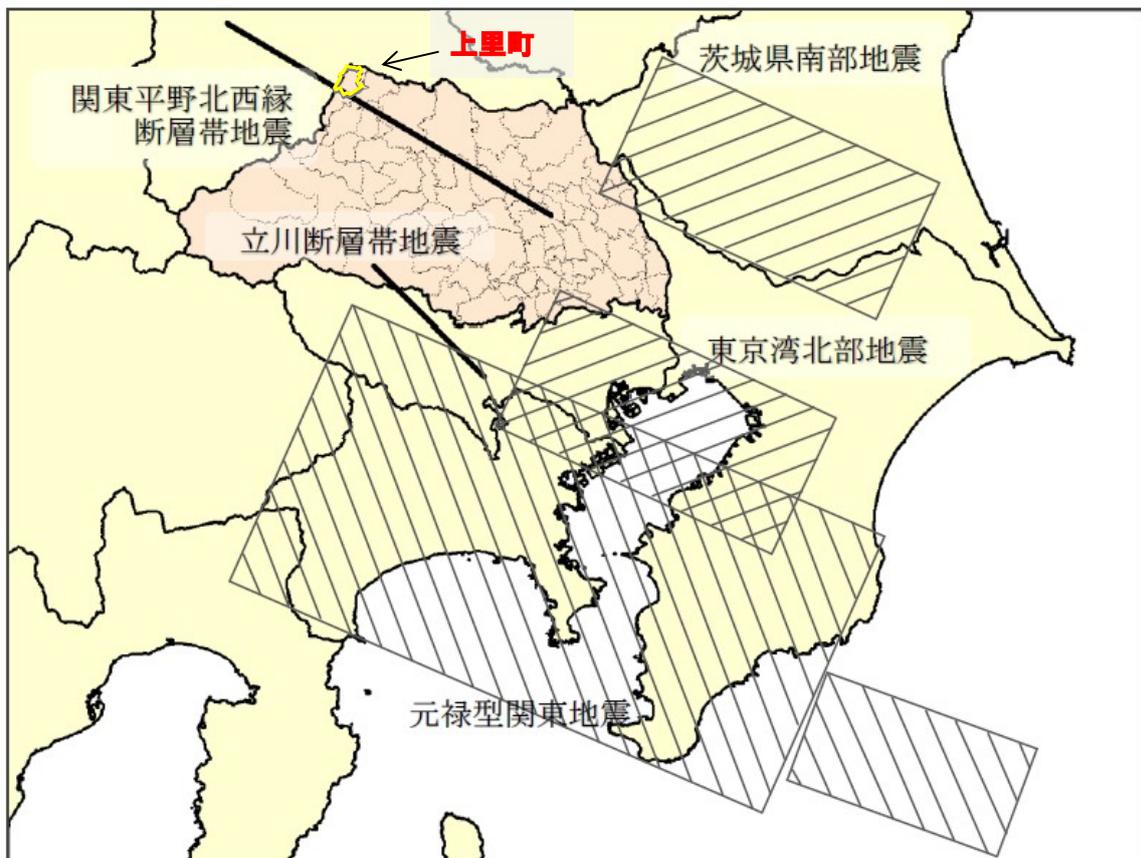


図 2-1【想定地震の断層位置図】

表 2-2 【埼玉県地震被害想定調査結果 上里町】

大項目	小項目	条件	被害内容	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	立川断層帯の地震		関東平野北西縁断層帯の地震		
						北	南	北	中	南
揺れ	最大震度			4	4	4	4	6強	6強	6強
建物	木造		全壊数(棟)	0	0	0	0	497	438	305
			全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	3.82	3.37	2.34
			半壊数(棟)	0	0	0	0	1,296	1,189	1,062
			半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	9.72	9.13	8.16
	非木造		全壊数(棟)	0	0	0	0	29	26	19
			全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.20	0.15
			半壊数(棟)	0	0	0	0	99	91	76
			半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.76	0.70	0.58
	全建物		全壊数(棟)	0	0	0	0	526	464	324
			全壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	4.04	3.56	2.49
			半壊数(棟)	0	0	0	0	1,365	1,280	1,138
			半壊率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	10.48	9.83	8.74
火災	冬 18時 3m/s	全出火件数	0	0	0	0	3.5	3.2	2.1	
		焼失数(棟)	0	0	0	0	99	40	35	
		焼失率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.59	0.24	0.21	
人的被害(人)	ブロック塀 等・火災等 による死者	冬 5時 3m/s	ブロック塀 等	0	0	0	0	0	0	0
			火災	0	0	0	0	0	0	0
			合計	0	0	0	0	0	0	0
	建物被害 による死 傷者	夏 12時	死者	0	0	0	0	1	1	0
			負傷者	0	0	0	0	32	31	14
			うち重傷者	0	0	0	0	7	7	3
		冬 5時	死者	0	0	0	0	3	3	1
			負傷者	0	0	0	0	55	52	22
			うち重傷者	0	0	0	0	12	11	5
		冬 18時	死者	0	0	0	0	2	1	1
			負傷者	0	0	0	0	35	34	14
	避難者	冬 18時 3m/s	1日後	0	0	0	0	1,929	1,616	1,227
			1週間後	0	0	0	0	3,475	2,539	2,187
			1ヶ月後	0	0	0	0	5,484	3,638	3,214
	帰宅困難者 【埼玉県 (2007)】	平日	12時	1,542	4,390	1,090	711	6,934	6,934	6,934
			18時	1,411	3,846	1,152	774	6,016	6,016	6,016
休日		12時	1,902	4,595	1,332	778	7,430	7,430	7,430	
		18時	3,019	4,392	2,244	1,430	8,050	8,050	8,050	
ライフライン	上水道		被害箇所数	0	0	0	0	149	49	51
			断水人口	0	0	0	0	23,015	13,647	14,055
	下水道		被害延長(km)	0	0	0	0	11	10	10
			機能支障人口	0	0	0	0	1,439	1,380	1,307
	都市ガス		供給停止件数	0	0	0	0	457	457	457
			供給停止率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	100.00
	電力	地震直 後	停電世帯数	0	0	0	0	10,887	10,887	8,275
			停電率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	76.01
		1日後	停電世帯数	0	0	0	0	2,033	1,793	1,262
			停電率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	18.67	16.47	11.59
	携帯電話		停電率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	18.7	16.5	11.6
			不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3	0.2
	電話		不通回線数	0	0	0	0	45	36	26
			不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.39	0.30	0.22

※小数点以下、四捨五入の関係により、合計値が合わないことがある。

※季節・時刻の条件を示していないものは被害が最大の場合の想定結果であり、また、それぞれの項目について風速が最大の場合の結果を示している。

特に上里町における、建物への影響が最も大きいものは、関東平野北西縁断層帯による地震であり、以下に関東平野北西縁断層帯による地震の震度分布図及び建物全壊数分布図を示します。

関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：北）による地震震度分布図（M8.1）

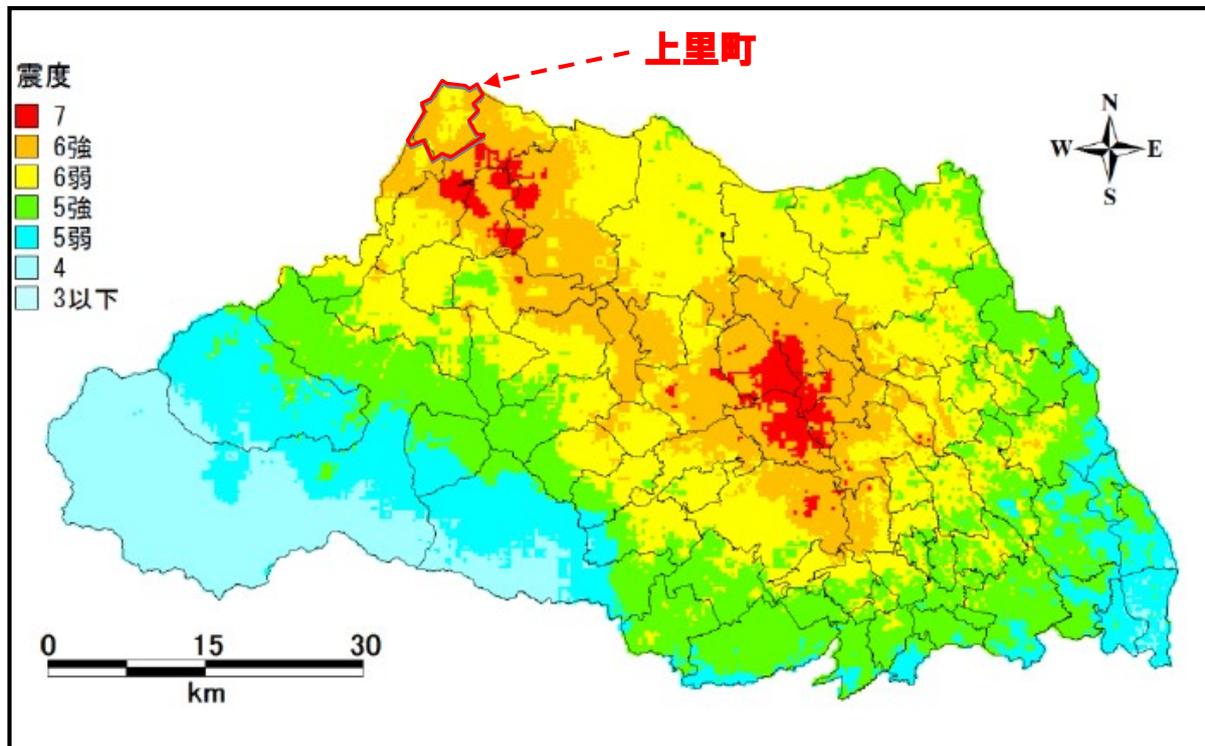


図 2-2 【250m メッシュ別関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：北）による地震震度分布図（M8.1）】

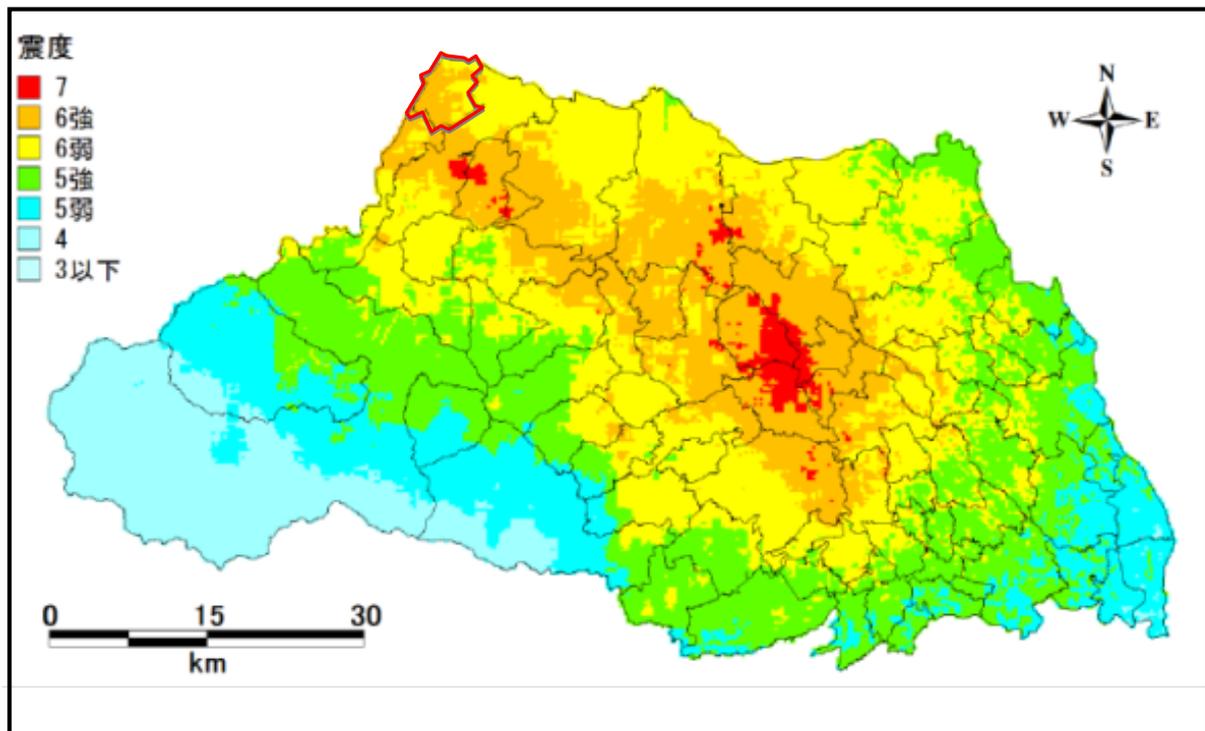


図 2-3 【250m メッシュ別関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：中央）による地震震度分布図（M8.1）】

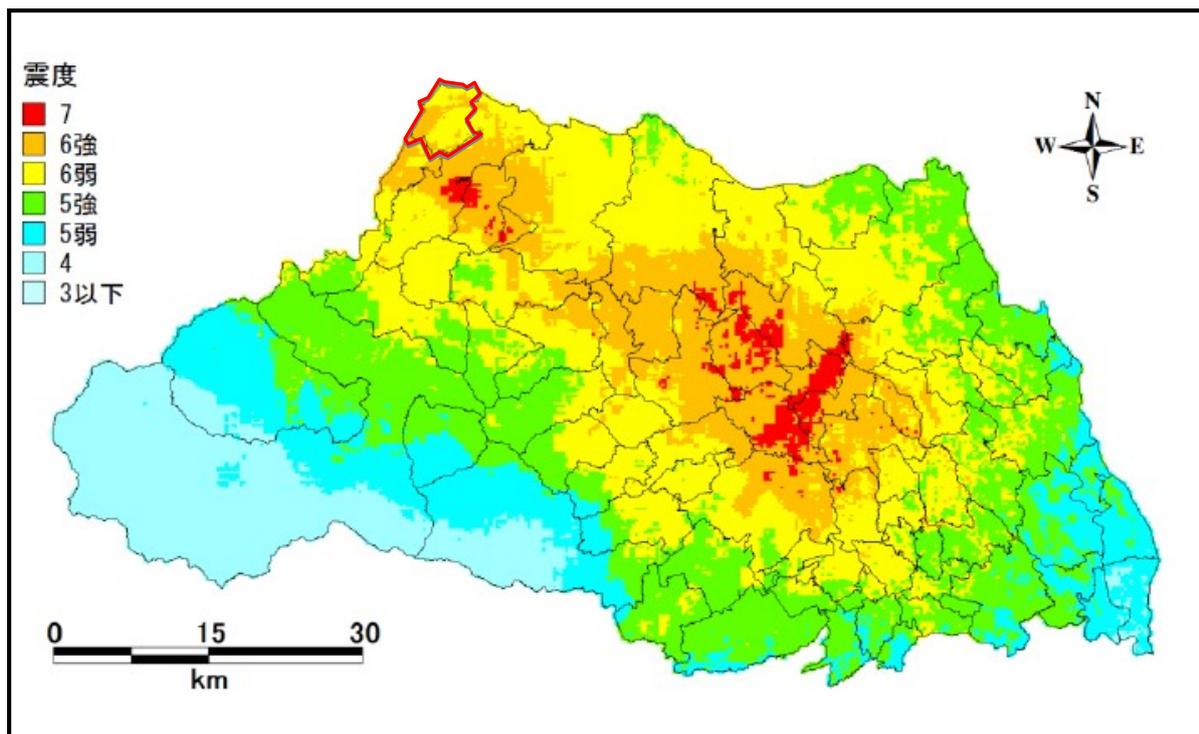


図 2-4 【250m メッシュ別関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：南）による地震震度分布図（M8.1）】

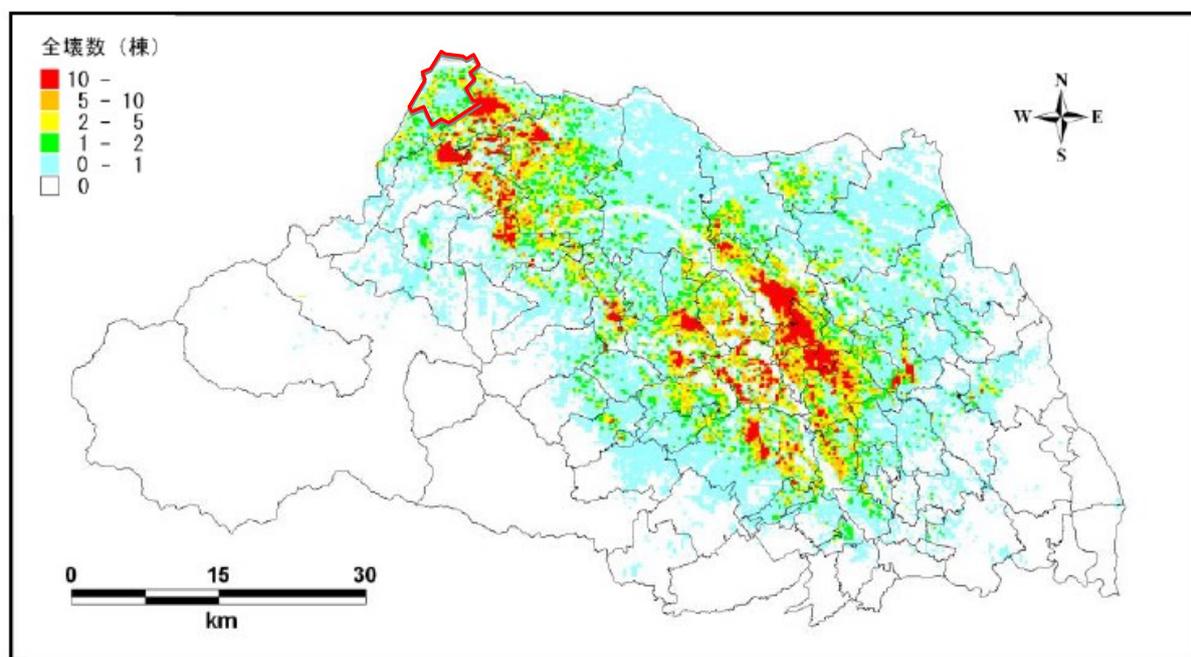


図 2-5 【250m メッシュ別揺れ+液状化による関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：北）による全建物全壊数予測分布図】

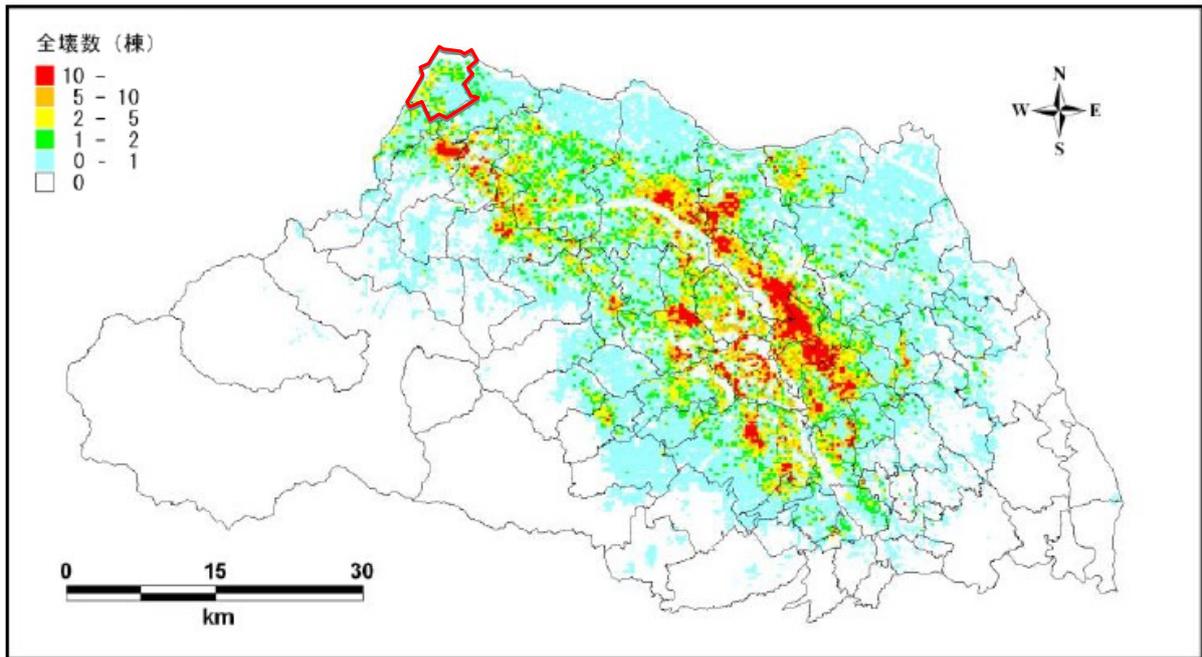


図 2-6 【250m マッシュ別揺れ+液状化による関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：中央）による全建物全壊数予測分布図】

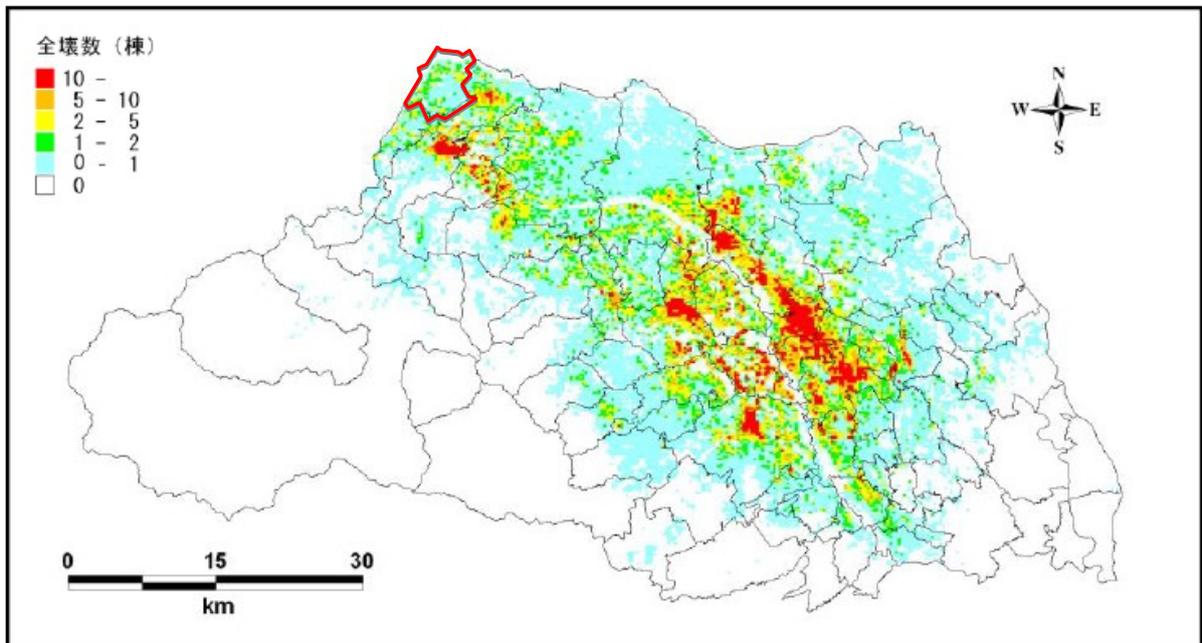


図 2-7 【250m マッシュ別揺れ+液状化による関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：南）による全建物全壊数予測分布図】

3 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 既存建築物棟数

町内の建築物総数は 17,186 棟であり、このうち民間建築物は 17,028 棟、町有建築物は 158 棟あります。また、昭和 56 年以前の既存建築物の総数は 6,136 棟で、このうち民間建築物は 6,088 棟、町有建築物は 48 棟となっています。なお、構造別でみると、木造建築物は 4,557 棟、非木造建築物は 1,579 棟です。

表 3-1【既存建築物棟数】

(単位：棟)

区 分	総数	昭和 57 年以降	昭和 56 年以前		
			木造	非木造	
民間建築物	17,028	10819	6,088	4,556	1,532
町有建築物	158	110	48	1	47
合 計	17,186	10,929	6,136	4,557	1,579

*町有建築物については、町有財産資料（R2）に基づき集計したものです。

*民間建築物については、固定資産税家屋課税台帳（R2）に基づき集計したものです。

(2) 耐震化の現状

①住宅の耐震化の現状

町内の住宅総数は 11,316 棟あり、このうち「昭和 57 年以降の建築棟数」は 8,218 棟、「昭和 56 年以前の建築棟数」は 3,098 棟となります。また、「昭和 56 年以前の建築棟数」のうち、国の推計値を基に耐震性を有する住宅棟数*を推計すると 439 棟となります。

以上から、住宅総数のうち「耐震性を有する棟数」は 8,657 棟となり、町内の住宅の耐震化率は 76.50%と推計されます。

表 3-2【住宅における耐震化の現状】

(単位：棟)

区 分	全棟数 A	新耐震 (昭和 57 年以 降の建築棟数) B	旧耐震 (昭和 56 年以前の建築戸数)			耐震性 あり F=B+D	耐震化率 (%) F/A
			総数 C	うち耐震性あり* (推計値) D	耐震性 不十分 (推計値) E=C-D		
戸建住宅	10,644	7,651	2,993	359	2,634	8,010	75.25
共同住宅	672	567	105	80	25	647	96.28
合 計	11,316	8,218	3,098	439	2,659	8,657	76.50

*固定資産税家屋課税台帳（R2）に基づき集計したものです。

※旧耐震基準（昭和 56 年以前）により建設された住宅のうち、耐震性を有する割合について

旧耐震基準適用の昭和 56 年以前に建てられた住宅のうち耐震性を有すると考えられる住宅戸数は、戸建ての 12%、共同住宅の 76%は耐震性があると推定される「住宅の耐震化率の算出方法」（国土交通省）を用いています。

②居住世帯のある住宅の確認

町内の居住世帯のある住宅総数は 11,410 戸あり、このうち「昭和 57 年以降の建築戸数」は 8,460 戸、「昭和 56 年以前の建築戸数」は 1,890 戸となります。また、「昭和 56 年以前の建築戸数」のうち、耐震性を有する住宅戸数*を推計すると 226 戸となります。

町内の空き家数は、賃貸用の住宅、売却用の住宅、二次的住宅が 1,030 戸、その他住宅が 730 戸でした。

戸建て住宅棟数 10,644 棟(表 3-2)からその他住宅空き家数 730 戸を差引すると 9,914 戸であり、居住世帯のある住宅総数の一戸建て住宅と概ね一致する数字となりました。

表 3-3 【総住宅数と居住世帯住宅数】

(単位：戸)

集計日	住宅数	空き家数	その他住宅	居住世帯のある住宅総数	建て方別住宅数		
					一戸建て	長屋建て	共同住宅
平成 25 年 10 月 1 日	12,380	1,560	630	10,810	9,570	130	1,100
平成 30 年 10 月 1 日	13,190	1,760	730	11,410	9,740	80	1,580

*住宅土地統計調査（総務省）に基づき集計したものの。

表 3-4 【居住世帯のある住宅における耐震化の現状】

(単位：戸)

集計日	居住世帯のある住宅総数 A	新耐震 (昭和 57 年以降の建築戸数) B	旧耐震 (昭和 56 年以前の建築戸数)			耐震性あり F=B+D	耐震化率 (%) F/A
			総数 C	うち耐震性あり* (推計値) D	耐震性不十分 (推計値) E=C-D		
平成 25 年 10 月 1 日	10,810	8,070	2,450	294	2,156	8,364	77.37
平成 30 年 10 月 1 日	11,410	8,460	1,890	226	1,664	8,686	76.12

*住宅土地統計調査（総務省）に基づき集計したものの。

*耐震性を有する住宅棟数は「住宅の耐震化率の算出方法」（国土交通省）の戸建て住宅 12%により算出

③耐震診断義務化建築物における耐震化の現状

i) 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条第1項に規定される建築物)は、その用途及び規模から特に社会的影響が大きいため、所管行政庁である県が耐震診断結果を公表している。また、所有者に対しては、特に重点的な働きかけを実施し、耐震化の促進に努めている。

表 3-5【耐震診断義務化建築物における耐震化の現状】

(単位：棟)

耐震診断義務化建築物	総数 A	新耐震 (昭和 57 年以降の建築物) B	旧耐震 (昭和 56 年以前の建築物)		耐震性 有り E = B+D	耐震化率 (%) E / A
			総数 C	うち耐震性有り D		
学校	8	3	5	5	8	100.0
病院・診療所	0	0	0	0	0	0
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	0
店舗	2	2	0	0	2	100.0
社会福祉施設等	0	0	0	0	0	100.0
消防庁舎	1	0	1	1	1	100.0
その他一般庁舎	1	1	0	0	1	100.0
合計	12	6	6	6	12	100.0

ii) 緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある建築物

緊急輸送道路沿いの建物のうち、地震時に道路を閉塞させるおそれのある建築物として、耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する高さの基準（P4 参照）に該当する建築物を調査し、下表のとおり整理しました。

緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある建築物は全棟数 14 棟で、このうち 11 棟が耐震性を有しており、耐震化率は 85.71%となっています。

なお、緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある建築物に該当する建築物は全て民間の建築物です。

表 3-6 【通行障害建築物における耐震化の現状】

(単位：棟)

路線名	総数 A	新耐震総数 (昭和 57 年以降 の建築物) B	旧耐震総数 (昭和 56 年以前の建築物)		耐震性有り E=B+D	耐震化率 (%) E/A
			総数 C	うち耐震性あり D		
国道 17 号	12	9	3	0	9	75.00
国道 254 号	2	2	0	0	2	100.0
関越自動車道	0	0	0	0	0	—
主要地方道上里鬼石線	0	0	0	0	0	—
合 計	14	11	3	0	11	78.57

* 外観目視により建築物を抽出した後、固定資産税家屋課税台帳（R2）と照合により集計したものと。

* 耐震性不明なものは耐震性なしに区分



図 3-1 【緊急輸送道路位置図】

iii) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定される建築物）の耐震化の状況は下表のとおりです。

民間建築物及び町有建築物の多数の者が利用する建築物は全棟数 51 棟で、このうち 51 棟全てが耐震性を有しており、耐震化率は 100.0%となっています。

表 3-7【多数の者が利用する建築物棟数】

(単位：棟)

多数の者が利用する建築物		総数 A	新耐震 (昭和 57 年以 降の建築物) B	旧耐震 (昭和 56 年以前の建築物)		耐震性 有り E = B+D	耐震化率 (%) E/A
				総数 C	うち耐震性有り D		
学校	民間	1	1	0	0	0	—
	町有	8	3	5	5	8	100.0
	合計	9	3	5	5	9	100.0
体育館	民間	1	1	0	0	1	—
	町有	1	1	0	0	1	100.0
	合計	2	2	0	0	2	100.0
保育園・幼稚園	民間	5	5	0	0	5	100.0
	町有	0	0	0	0	0	—
	合計	5	5	0	0	5	100.0
病院・診療所	民間	0	0	0	0	0	100.0
	町有	0	0	0	0	0	—
	合計	0	0	0	0	0	100.0
賃貸共同住宅 等	民間	5	5	0	0	5	100.0
	町有	1	1	0	0	1	100.0
	合計	6	6	0	0	6	100.0
ホテル・旅館等	民間	0	0	0	0	0	—
	町有	0	0	0	0	0	—
	合計	0	0	0	0	0	—
店舗	民間	2	2	0	0	2	100.0
	町有	0	0	0	0	0	—
	合計	2	2	0	0	2	100.0
工場・倉庫	民間	18	18	0	0	18	100.0
	町有	0	0	0	0	0	—
	合計	18	18	0	0	18	100.0
事務所	民間	0	0	0	0	0	100.0
	町有	0	0	0	0	0	—
	合計	0	0	0	0	0	100.0
老人ホーム	民間	8	8	0	0	2	100.0
	町有	0	0	0	0	0	—
	合計	8	8	0	0	2	100.0
庁舎など公益 上必要な建築 物	民間	0	0	0	0	0	—
	町有	1	1	0	0	1	100.0
	合計	1	1	0	0	1	100.0
合計	民間	40	40	0	0	40	100.0
	町有	11	6	5	5	11	100.0
	合計	51	46	5	5	51	100.0

*町有建築物については、町有財産資料（R2）に基づき集計したものの。

*民間建築物については、固定資産税家屋課税台帳（R2）に基づき集計したものの。

表 3-8【民間多数の者が利用する建築物】

(単位：棟)

区 分	総数 A	新耐震総数 (昭和 57 年以 降の建築物) B	旧耐震総数 (昭和 56 年以前の建築物)		耐震性あり E=B+D	耐震化率 (%) E/A
			総数 C	うち耐震性あり D		
学校	1	1	0	0	1	—
体育館	1	1	0	0	1	—
保育園・幼稚園	5	5	0	0	5	100.0
病院	0	0	0	0	0	100.0
賃貸共同住宅等	5	5	0	0	5	100.0
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	—
店舗	2	2	0	0	2	100.0
工場・倉庫	18	18	0	0	18	100.0
事務所	0	0	0	0	0	100.0
老人ホーム	8	8	0	0	8	100.0
その他	0	0	0	0	0	100.0
合 計	40	40	0	0	40	100.0

*固定資産税家屋課税台帳 (R2) に基づき集計したもの。

表 3-9【町有多数の者が利用する建築物】

(単位：棟)

区 分	総数 A	新耐震総数 (昭和 57 年以 降の建築物) B	旧耐震総数 (昭和 56 年以前の建築物)		耐震性あり E=B+D	耐震化率 (%) E/A
			総数 C	うち耐震性あり D		
学校	8	3	5	5	8	100.0
体育館	1	1	0	0	1	100.0
賃貸共同住宅等	1	1	0	0	1	100.0
庁舎など公益上必要 な建築物	1	1	0	0	1	100.0
合 計	11	6	5	5	11	100.0

*町有財産資料 (R2) に基づき集計したもの。

④危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況は下表のとおりです。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は全棟数 6 棟で、このうち全てが昭和 57 年以降の建築物で耐震性を有しており、耐震化率は 100%となっています。

なお、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物に該当する建築物は全て民間の建築物です。

表 3-10【危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における耐震化の現状(単位:棟)

区分	総数 A	新耐震総数 (昭和 57 年以降 の建築物) B	旧耐震総数 (昭和 56 年以前の建築物)		耐震性有り E=B+D	耐震化率 (%) E/A
			総数 C	うち耐震性あり D		
民間建築物	6	6	0	0	6	100.0
町有建築物	0	0	0	0	0	—
合 計	6	6	0	0	6	100.0

*消防本部に照会、確認 (R2) 基づき集計したもの。

(3) 耐震化の目標設定

国の基本方針では、耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物を、令和7年までに概ね解消することを目標としています。また、県計画においても、令和7年度における住宅の耐震化率を95%、耐震診断義務化建築物及び多数の者が利用する建築物の耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標としています。

これらの上位計画の目標を踏まえ、本計画における令和7年度末時点での耐震化率の目標を、居住世帯のある住宅95%、耐震診断義務化建築物、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を民間95%以上、町有100%とします。

①住宅における耐震化の目標

令和7年度の居住世帯のある住宅棟数は、町の人口推移傾向を踏まえて、現時点と同程度になるものと想定します。令和7年度の居住世帯のある住宅の耐震化率は、自然更新の場合、新築や耐震改修の統計値を活用し算定すると80.49%と推計されます。町では、国の基本方針や県計画を踏まえ、令和7年度までに居住世帯のある住宅の耐震化率を95%にすることを目標とします。目標達成のためには、さらに1,641戸について施策等の実施による耐震化促進が必要となり、年間当たりになると328戸の耐震化が必要となります。

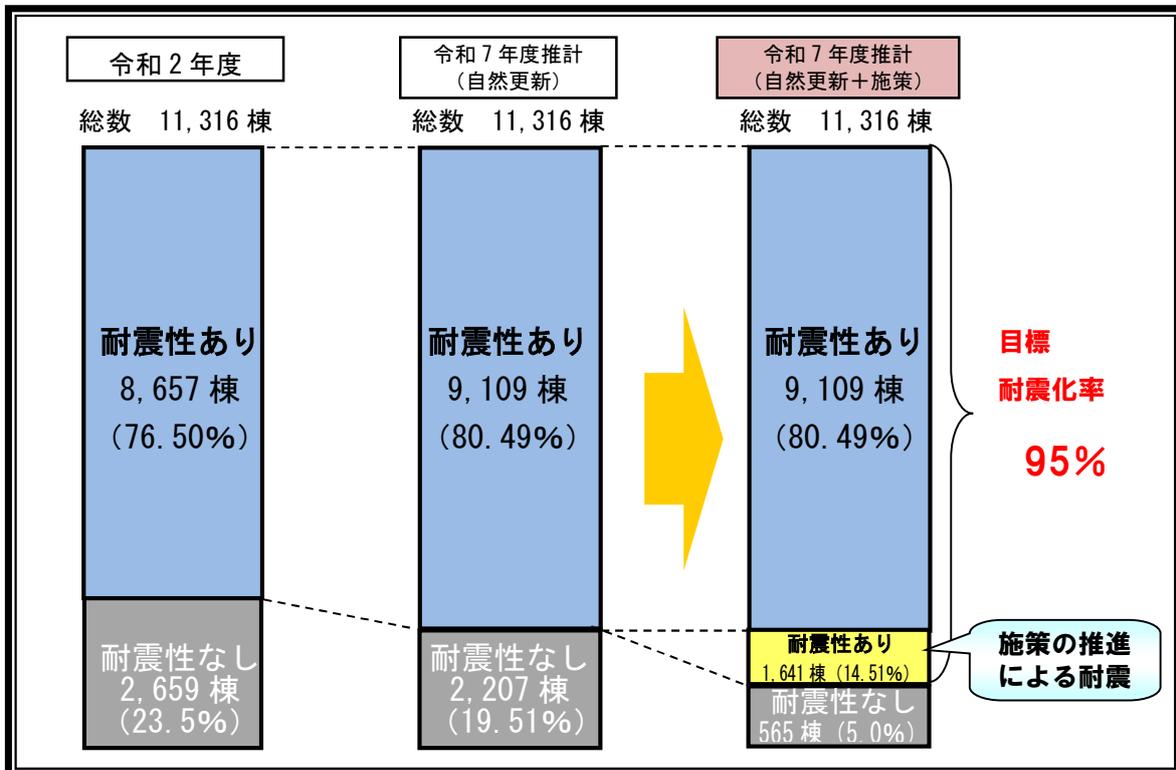


図 3-2 【住宅の耐震化率の推計】

②耐震診断義務化建築物における耐震化の目標

i) 民間建築物

町では、国の基本方針や県計画等を踏まえ、令和7年度までに民間の耐震性が不十分な耐震診断義務化建築物を概ね解消することを目標とします。

令和2年度現在、民間の耐震性が不十分な耐震診断義務化建築物は全棟数26棟で、このうち23棟が耐震性を有しており、耐震化率は88.46%となっています。

令和7年度の耐震診断義務化建築物棟数が令和2年現在と同じと仮定すると、目標を達成するためには、民間の耐震性が不十分な耐震診断義務化建築物3棟の耐震化が必要です。

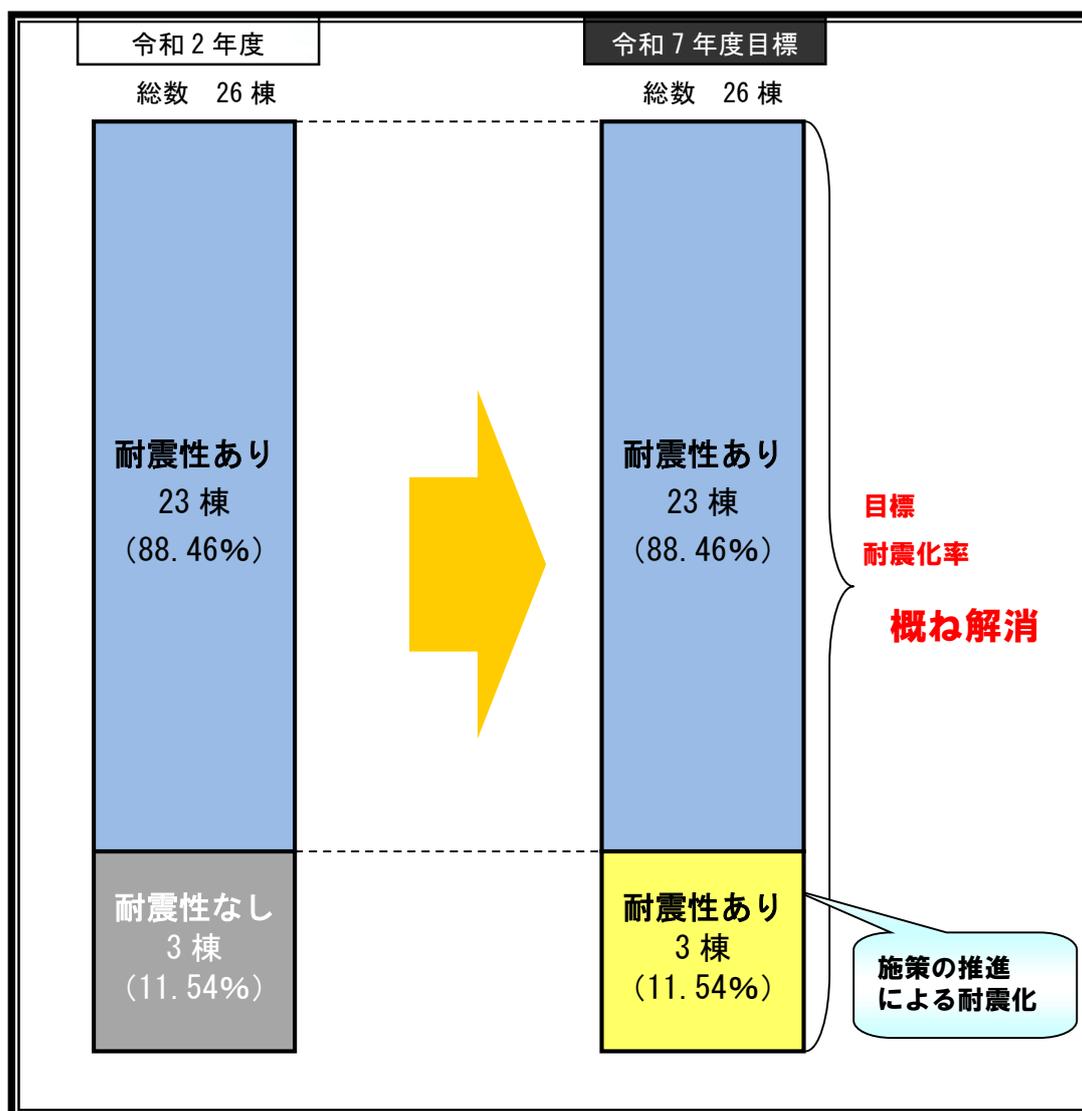


図 3-3 【民間耐震診断義務化建築物における耐震化の目標】

③その他の町有建築物における耐震化の現状

i) その他の町有建築物の耐震性の状況

町有建築物には、耐震診断義務化建築物の規模要件に満たない、防災上重要な建築物や多くの町民が利用する建築物等があります。このため、町有耐震診断義務化建築物の耐震化と合わせて、以下に示す町有建築物についても計画的に耐震化を図るものとしてます。

- ・避難場所指定の建築物や防災上重要な建築物
- ・多数の者が利用する建築物

令和2年における「町有建築物」の総数は128棟あり、このうち60棟は倉庫、物置、プレハブ、小中学校のプール付帯施設等です。「避難場所指定の建築物や防災上重要な建築物」は68棟です。このうち昭和56年以前に建築された旧耐震の建築物は15施設で、耐震診断は実施済ですが、耐震補強が未実施の施設は「長幡公民館」、「七本木公民館」、「中央公民館、コミュニティセンター」、「老人福祉センター上里荘」、「長幡保育園」、「中央保育園」の6施設です。

また、耐震診断・補強とも未実施の施設は「福祉市民センター」のみとなっております。

表 3-10【その他の町有建築物】

用途区分	施設の例示	総数	新耐震基準	旧耐震基準	
					うち耐震性有り
①避難場所指定の建築物や 防災上重要な建築物	消防庁舎、小中学校の教室・ 体育館等、公民館等	68	53	15	8
②多数の者が利用する建築物	プール更衣室、クラブ部室、 体育館便所、倉庫、プレハブ 等	60	35	25	0
計		128	88	40	8

*町有財産資料（R2）を基に集計したもの。

*その他の町有建築物とは、学校施設や集会場、公民館などの公共・公益施設を示す。

ii) 耐震改修による耐震性能向上の目標

耐震改修による耐震性能向上の目標値は、原則としてIs値0.6以上としますが、用途により県や国からの通知等で目標値が明示されている場合は、その数値以上とします。

表 3-11 【耐震性能ランク別一覧表】

ランク	大地震に対する耐震性能	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物「構造耐震指標」(Is値※1)	昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物「重要度係数」※2
I	I a 耐震性が優れている建築物 ・構造体に部分的に損傷を生ずる可能性はあるが、倒壊又は崩壊する危険性は低い	0.6 以上	1.25 以上
	I b 耐震性が確保されている建築物 ・構造体に部分的に損傷を生ずる可能性はあるが、倒壊又は崩壊する危険性は低い		1.00 以上 1.25 未満
II	耐震性がやや劣る建築物 ・倒壊又は崩壊する危険性は、ランクⅢより低いが、地域及び地盤状況によっては、かなりの被害を受けることが想定される	0.3 以上 0.6 未満	
III	耐震性が劣る建築物 ・地域及び地盤状況によっては、倒壊又は崩壊する危険性が高く大きな被害を受けることが想定される	0.3 未満	

※1 Is値：(財)日本建築防災協会の耐震診断基準による構造耐震指標

※2 重要度係数：大地震時、建築物に求められる耐力を建築物の用途による重要度に合わせ割増すための係数(「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成8年10月・旧建設省編)によるもの)

iii) 町有建築物の耐震化の目標

耐震診断義務化建築物は計画的に耐震化に取り組み、耐震化を終了しております。

なお、ランクA以外の町有建築物(ランクB及びC)においては、上記優先順位を考慮し、順次計画的に耐震診断と耐震改修に努め、目標年次以降も引き続き耐震化に努めます。

□ランクA：耐震診断義務化建築物

…小中学校の教室・体育館

□ランクB：避難場所指定の建築物や防災上重要な建築物

…消防庁舎、小中学校の教室・体育館等、公民館

(付属棟が複数ある場合、主要な建築物を位置づけています。)

□ランクC：多数の者が利用する建築物

…プール更衣室、クラブ部室、体育館便所、等

(付属棟が複数ある場合、平常時に利用者が想定される建築物を位置づけています。)

4 住宅及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

建築物の耐震化の促進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来たすことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

そのため、町では、県と連携しながら建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえよう意識啓発を進めます。

また、所有者等の取り組みをできる限り支援するため、所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすいように、適切な情報提供をはじめとして、耐震診断や耐震改修に係る負担軽減のための支援策等、耐震化促進に取り組んでいきます。

(2) 役割分担

① 建築物所有者

地震による建築物の倒壊及び損傷が生じた場合、自らの生命と財産はもとより、建築物の倒壊による道路の閉塞や建築物の出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分認識して、建築物の耐震診断及び耐震改修等、主体的に耐震化に取り組むよう努めます。

② 建築関連技術者

技術者には、建築物の所有者等に耐震性向上の必要性を説明し、合理的かつ実現可能な耐震改修メニューを提示するなど耐震診断・改修等の業務を適切に遂行することにより、建築物の耐震性向上に貢献することが求められます。

③ 町

町は、町民に対して耐震診断及び耐震改修の必要性についての普及・啓発を進めるとともに、県や建築関係団体と連携し、建築物の所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう環境整備に努めます。

そして、耐震診断や耐震改修に関する情報提供、技術的・経済的支援についての施策を進めます。

一方、町が所有管理する建築物の耐震化を積極的に推進します。特に、法における耐震診断義務化建築物、防災上重要な建築物等について計画的に耐震化を進めるものとします。

(3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

① 助成制度の活用

i) 住宅や民間建築物の所有者に対する助成

■ 県が行う支援制度

県では、所管行政庁 12 市以外の区域の多数の者が利用する建築物の耐震化を図るための補助制度を創設しています。県の補助制度を活用し、町内の民間建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。

表 4-1 【埼玉県建築物耐震改修等事業の概要】

区分	耐震診断			耐震改修設計・建替設計	耐震改修工事・建替工事 ・除却工事
	多数の者が利用する建築物*	緊急輸送道路閉塞建築物			
		重点 23 路線*	その他路線沿道		
補助率	2/3	10/10	2/3	2/3	・一般建築物 23% ・緊急輸送道路閉塞建築物及び避難施設等 2/3
補助限度額	300 万円	1,000 万円	300 万円	・一般建築物 1,300 万円（設計＋工事） ・緊急輸送道路閉塞建築物・避難施設等 4,400 万円（設計＋工事）	
補助対象事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000 m²までの部分 ⇒3,670 円/m² ・1,000 m²超～2,000 m² ⇒1,570 円/m² ・2,000 m²超の部分 ⇒1,050 円/m² 			3,300 円/m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅(マンションを除く) 34,100 円/m² ・マンション 50,200 円/m² ・住宅以外の建築物 51,200 円/m²
主な事業要件	対象区域	所管行政庁（12市）を除く区域			
	対象者	建築物の所有者等（国、地方公共団体又は独立行政法人等を除く）			
	用途	学校、病院、劇場、百貨店、事務所、保育園、老人ホーム、店舗、賃貸共同住宅等			
	規模	階数 1～3 以上かつ延べ面積 500 m ² ・1,000 m ² 以上			
	建築時期	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築されたもの			
	事業完了時期	補助金交付申請書提出日の属する年度の 3 月 15 日までに完了するもの			

※出典：埼玉県 HP（令和 3 年 3 月現在）

*重点 23 路線とは、緊急輸送道路のうち広域ネットワーク上重要な路線のことをいう。

上里町では関越自動車道、国道 17 号が対象路線

*除却工事は緊急輸送道路閉塞建築物のみ対象。

*住宅とは一戸建ての住宅、長屋、及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。

*マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延床面積が 1,000 平方メートル以上であり、かる地階を除く階数が原則として 3 階以上のものをいう。

*耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事等それぞれの事業において、その他事業用件がございません。

※補助対象物件など、詳細については埼玉県都市整備部建築安全課にお問合せ下さい。

■町が行う支援制度

町では、昭和 56 年以前に建築された戸建て住宅について、耐震診断及び耐震改修の支援を行います。

また、昭和 56 年以前に建築された行政区が所有・管理する集会所や老人ホーム、保育所、児童厚生施設、幼稚園などについては、建物規模に関係なく耐震診断や耐震改修に要する費用の助成を検討して参ります。

ii) 町に対する助成

■住宅・建築物安全ストック形成事業（国）

国が地方公共団体の事業を支援するため設けられた「社会資本整備総合交付金」制度内の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用し、町有建築物の耐震診断及び耐震改修工事を推進します。

②融資制度の活用

住宅及び建築物の耐震化には次のような融資制度があり、町では、耐震改修を検討している方に、これらの制度の周知を図ります。

表 4-2【融資制度の概要】

対象	主な要件等
戸建て住宅	住宅金融支援機構のリフォーム融資（耐震改修工事） 融資限度額 基本融資額：1,500 万円（住宅部分の工事費が上限） ※国、地方公共団体からリフォーム工事に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。
マンション	住宅金融支援機構の共用部分リフォーム融資（耐震改修工事） 融資額：区分所有者の方が負担する一時金の 100%と戸当たりの融資限度額（耐震改修工事の場合 1,500 万円/戸）を比較して、いずれか低い金額が融資限度額となります。 金利の優遇：融資金利は申込み時の金利が適用。（金利は毎月見直し）
戸建て住宅 アパート・ 賃貸マンション	「埼玉の家」耐震・安心・エコリフォームローン 県の定めた基準に基づいて耐震リフォーム工事を行う場合、連携する民間金融機関（埼玉りそな銀行）において基準金利より低い金利で融資

※出典：住宅金融支援機構 HP、埼玉りそな銀行 HP

※令和 3 年 3 月現在

③税制に関する措置の活用

耐震改修等についての税制措置が以下のとおり行われており、耐震改修を検討している方に周知を図ります。

表 4-3【税制措置の概要】

対象	主な要件等
改修	<p>□所得税の控除</p> <ul style="list-style-type: none"> • 投資型減税…リフォームローンの利用有無にかかわらず利用可能 控除期間…1年間 最大控除額…25万円 • 住宅ローン減税 控除期間…改修後、居住を開始した都市から10年 最大控除額…400万円 1年間の控除額…改修工事費用相当分の年末ローン残高一補助金×1% <p>□固定資産税の減額</p> <p>減税期間…1年間</p> <p>軽減額…固定資産税額の1/2（家屋面積120㎡相当分まで）</p> <p>□対象要件</p> <p>改修工事の種類…現行の耐震基準に適合する耐震改修工事</p> <p>住宅等の要件…自ら居住する住宅であること …昭和56年5月31日以前に建築されたものであること</p>

※出典：住宅リフォーム推進協議会HP

※令和3年3月現在

④無料簡易耐震診断等の実施（出前診断を含む）

町は、県で実施する木造住宅の無料簡易耐震診断等を住民に周知し、耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

なお、木造住宅の無料簡易耐震診断は、昭和 56 年以前に建築された、1～2 階建て木造住宅、延べ面積 500 ㎡以下（プレハブ住宅を除く）を対象に、埼玉県熊谷建築安全センターにおいて実施しています。

表 4-4【埼玉県 木造住宅の無料耐震診断の具体的方法】

	内 容
≪ステップ1≫ 申込方法	<p>住宅の所有者又はその家族が各階平面図を相談窓口を持参し、窓口備付けの耐震診断申込書に必要事項を記入して下さい。</p> <p>申込にあたっては、下記の内容について、わかる範囲で結構ですので事前にご確認下さい。（確認できますとより正確に診断ができます。）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 住宅の建築年度 • 地盤の種類（関東ローム層、埋立地、盛土地で大規模な造成工事による、など） • 住宅の基礎（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、ひび割れがあるコンクリート造、玉石、など） • 住宅の屋根（かや葺き、瓦葺き、スレート葺き、など） </div>
≪ステップ2≫ 診断方法	<p>パソコンソフトによる診断を実施します。</p> <p>診断は、各建築安全センターの建築安全担当窓口で行いますが、さらに自主防災組織等から要請があった場合は、集会所等に出張する出前診断も行っています。</p> <p>診断結果は、「直接窓口で報告」、又は、「郵送で報告」のいずれかの方法により報告致します。</p>
≪ステップ3≫ 診断後の対応	<p>診断結果を伝え、耐震性が劣る場合は、耐震改修についての説明・助言を行います。</p> <p>専門家による、有料（約10～20万円）の一般耐震診断を希望される方は、窓口備付けの「木造住宅耐震診断のできる建築士事務所名簿」を閲覧できます。</p>

※出典：埼玉県 HP

(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

①安心して相談できる窓口の設置

住宅リフォーム工事に伴う消費者被害の防止や、耐震改修工事の相談のため、町では相談窓口を次のとおり設置します。

- 産業振興課・・・住宅リフォームや消費者被害を防ぐための相談窓口
- まち整備課・・・耐震改修工事の相談窓口

②リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会に、同時に耐震改修工事を実施することで、それぞれの工事を別々に行うよりも費用負担や工期の面で効率的です。

そのため、熊谷建築安全センターが行う耐震改修・安心リフォーム相談会等を活用し、リフォームと合わせた耐震改修の促進を図ります。

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

県地域防災計画では、震災時の拠点施設を連絡するほか、震災時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、緊急輸送道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定しています。

本計画における緊急輸送道路については、県が指定する路線のうち町に位置する路線とします。

緊急輸送道路の沿道については、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努めます。

また、町は県と連携し、緊急輸送道路沿道の安全性を確保するためブロック塀、看板、自動販売機並びに歩道の安全点検を実施し、点検後も引き続き改善状況を把握するなど、沿道の安全確保に努めます。

表 4-5【県指定緊急輸送道路】

種 別	路 線 名	道路解説
第一次特定緊急輸送道路	国道 17 号 国道 254 号 関越自動車道	地域間の支援としてネットワークされる主要路線とする。
第二次緊急輸送道路	主要地方道上里鬼石線の一部	地域内の防災拠点などを連絡する路線とする。

※出典：埼玉県 HP



図 4-1【緊急輸送道路位置図】

5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの公表・周知

町は、建築物の所有者等の防災意識高揚を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさ、建築物が被害を受ける危険度を掲載した地震ハザードマップを公表しています。



※出典：上里町 HP

(2) パンフレットの作成・活用、セミナー・講習会の開催

①パンフレットの作成・活用

本計画で定めた目標や施策等の概要について、町ホームページ上に掲載するとともに、パンフレットを作成し、町民への周知を図ります。

また、耐震化に関する各種パンフレット等（国土交通省住宅局「誰でもできるわが家の耐震診断」、一般財団法人日本建築防災協会によるパンフレット等）の配布など積極的な情報提供に努めます。



※出典：一般財団法人日本建築防災協会

②セミナー・講習会の開催

町では、県が毎年実施している地震対策セミナーや講習会等の実施について、広報やパンフレット等で、住民への周知を図ります。

(3) 情報提供の充実及び相談体制の整備

町は、住宅や耐震診断義務化建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修について、いつでも安心して相談できるように、相談窓口の設置に努めます。

窓口では、耐震診断の補助制度や耐震改修に対する融資制度・税制特例、耐震改修の技術的情報など、建築物所有者にとって有益な情報を提供します。

(4) 防災訓練等と連携した耐震化の普及活動

①自主防災組織との連携

広報等を通じて、県が実施している無料簡易耐震診断を受けるよう、働きかけを行います。

②防災訓練等のイベント時の普及活動

防災訓練をはじめ防災関連イベント等において、耐震診断及び耐震改修の周知活動の実施、また、建築物に関する防災コーナーの設置などにより、パンフレット等の配布や相談機会を設けるなどの普及活動に努めます。

6 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等

法第 12 条の規定に基づく耐震改修の実施に関する指導、助言及び指示等については、県が行うこととなります。町はこれについて必要に応じ協力するものとします。

(1) 法による指導等の実施

県及び所管行政庁 12 市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市）は、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため、必要に応じて法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導・助言並びに同条第 2 項に基づく指示等を実施します。

その指示に従わなかったときは、その旨を広報等を通じて同条第 3 項に基づく公表を行います。公表の方法については、県及び町の広報及びホームページへの掲載等とします。

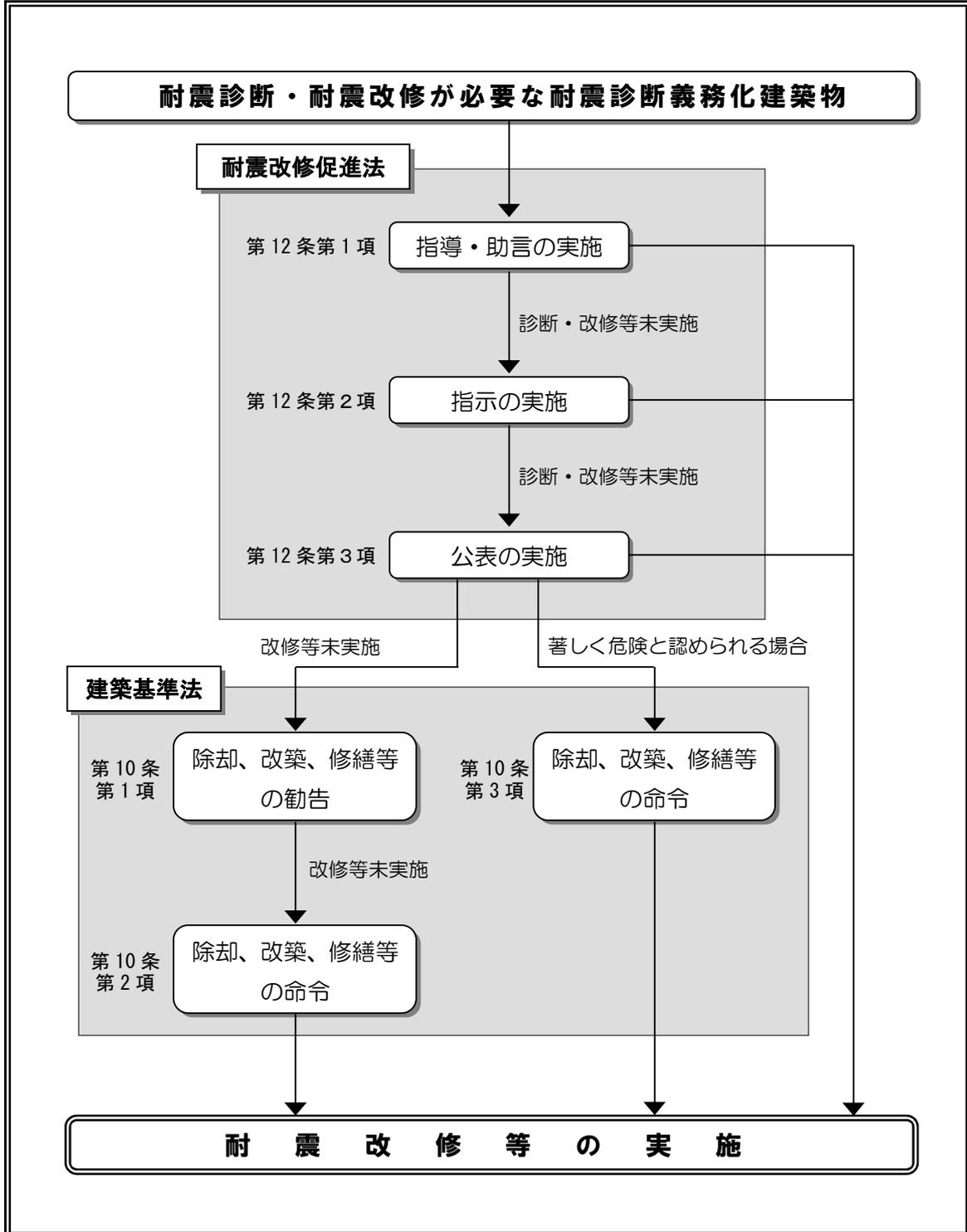
(2) 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施

特定行政庁は、県及び所管行政庁 12 市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市）が法第 12 条第 3 項に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合で、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物について、建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく改修命令を行います。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行います。

なお、建築基準法の勧告、命令制度については、その実施に当たって、明確な根拠が必要となることから県及び所管行政庁 12 市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市）と連携して行います。

表 6-1 【要安全確認計画記載建築物所有者に対する指導等の流れ】



7 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

(1) 関係団体等による協議会の活用

町は、県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとします。

表 6-2【彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿】

会員数	75 会員				
県	埼玉県				
市町村	63 市町				
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市
所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市
狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市
越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市
和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市
富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市
日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町	三芳町
毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町
川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀬町
小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町
宮代町	杉戸町	松伏町			
建築関係団体	11 団体（順不同）				
社団法人埼玉建築士会			社団法人埼玉県建築士事務所協会		
財団法人埼玉県建築住宅安全協会			社団法人埼玉県建築設計監理協会		
社団法人埼玉県建設業協会			財団法人埼玉県住宅センター		
埼玉土建一般労働組合			建設埼玉		
埼玉県住まいづくり協議会			財団法人さいたま住宅検査センター		
社団法人日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部					
埼玉サテライト（JSCA 埼玉）					

※出典：「埼玉県建築物耐震改修促進計画」

※令和3年3月現在

(2) 地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険については、現在加入率が全国平均で約 33.1%（令和元年度末現在）という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進する必要があります。

このため、町は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などとともに、平成 18 年度の税制改正において新たに創設された、所得税、個人住民税に係る地震保険料の所得金額からの控除（地震保険料控除）等の特例措置について、情報提供に努めます。

なお、居住用建築物の耐震性能が高い場合には、耐震等級割引制度が利用できることになっています。

(3) 計画の進行管理

令和 7 年度末における耐震化の目標達成に向けて、本計画の適切な進行管理を行います。

耐震化の促進に向けた継続的な事業実施を行うために、町有建築物及び民間建築物の耐震化の進捗状況について定期的・継続的に検証していきます。

なお、計画の実現に向けては行政だけでなく、関係団体等との連携による事業推進が重要となります。町は関係団体等との連携を図りながら、進捗状況について適宜検証を行い、計画を達成するための取り組み方策について協議を行います。